

第1回 矢板市庁舎整備基本計画策定検討委員会 次第

日時 令和8年5月28日(木) 午後3時～  
場所 矢板市文化スポーツ複合施設 研修室1

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 委員紹介
5. 委員長・副委員長の選出
6. 諮問
7. 議題
  - (1) 委員会運営に関する必要な事項について 資料1
  - (2) 庁舎建設までの流れについて 資料2
  - (3) 基本構想について
  - (4) 今後のスケジュールについて 資料3
  - (5) その他
8. その他
9. 閉会

## (1) 委員会運営に関する必要な事項について

矢板市庁舎整備基本計画策定検討委員会の運営に関して、同設置要綱第 10 条に基づく必要な事項を以下のとおり定める。

### 1 委員会について

- (1) 氏名、委員及び所属団体等を記載した委員会名簿を市公式 Web サイトにおいて公開する。
- (2) 委員が欠席の場合、委任状が提出され、委任された者が適正な場合、委任を認めることとする。
- (3) 委員が所属団体を離れたときは、速やかに当該団体に後任者の推薦を依頼するものとする。

### 2 会議の公開について

- (1) 会議は原則として公開とする。
- (2) 会議を公開することによって議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想されるときは、会議を非公開とすることができる。この場合、会議の非公開の決定は、議長が委員会に諮って行う。

### 3 傍聴について

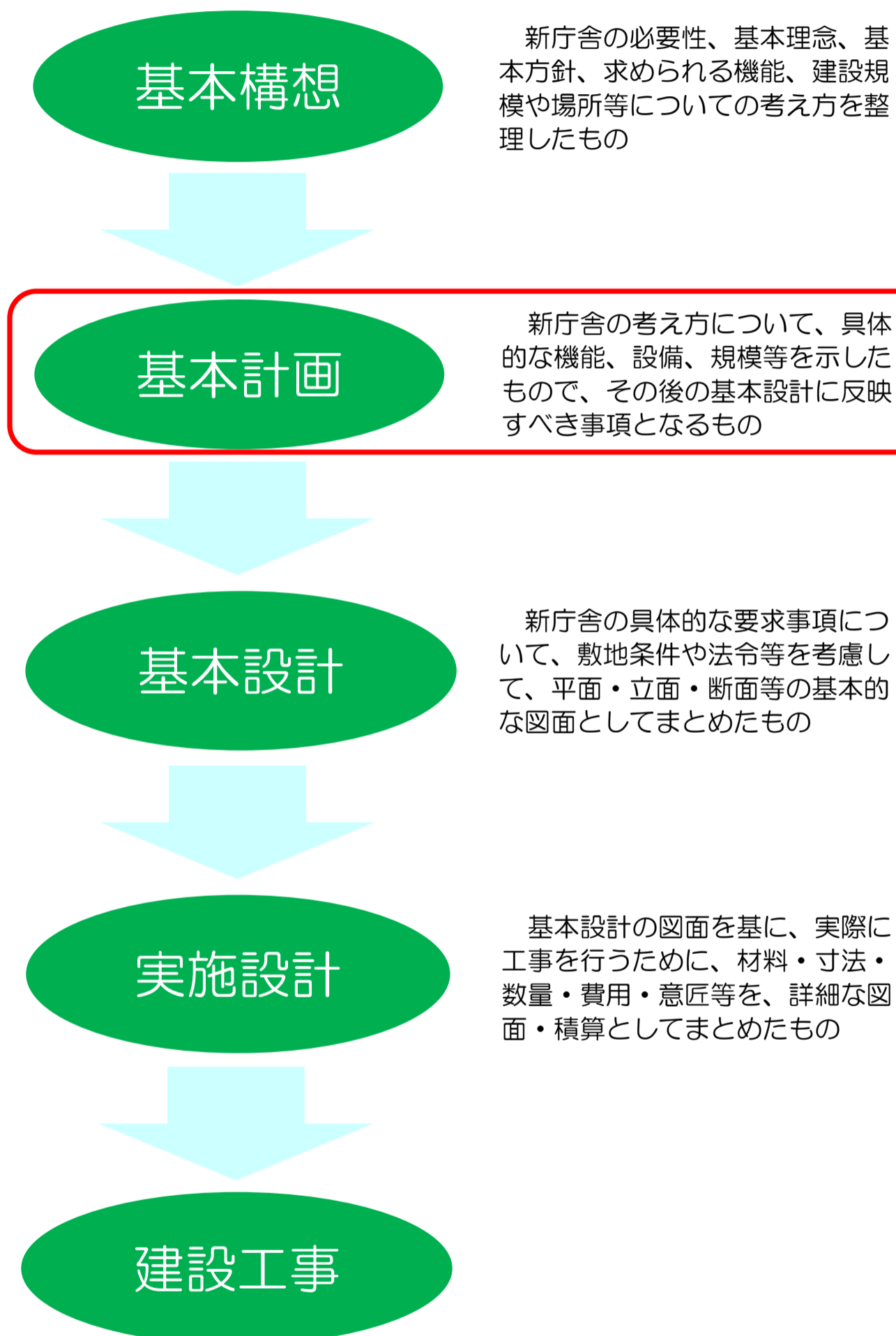
- (1) 傍聴希望者は、あらかじめ議長の許可を得るものとする。
- (2) 傍聴人の定員は、開催する会場の状況に応じて決めるものとする。
- (3) 傍聴人の会議の録音、写真撮影又は録画撮影は認めない。ただし、報道機関の取材活動について、あらかじめ議長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (4) 傍聴人は、会議が非公開となったときは速やかに退場するものとする。
- (5) 議長は、傍聴人が会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為を行ったときは、退場を命じることができる。

### 4 会議録の作成について

会議終了後、事務局において、次の事項を記載した会議録を作成し、市公式 Web サイトにおいて公開するものとする。

- (1) 会議名、開催日時、開催場所、出席者、傍聴人の数
- (2) 議題、議事内容（原則として発言者名を記載しない要点筆記）
- (3) その他必要な事項

## (2) 庁舎建設までの流れについて



## 県内市町の本庁舎の整備状況（建設年順）

2026.3月現在

NO.	市町名	建設年	経過年	耐震診断	整備方針（進捗）	整備年	備考
1	那須烏山市	1961年	64年	耐震不足	建替（基本計画）		
2	矢板市	1962年	63年	耐震不足	建替（基本構想）		
3	高根沢町	1963年	62年	耐震不足	建替（実施設計）		
4	さくら市	1969年	56年	耐震不足	耐震補強	2009年	
5	茂木町	1970年	55年	耐震不足	耐震補強	2020年	
6	野木町	1973年	52年	耐震不足	耐震補強	2013年	
7	足利市	1974年	51年	耐震不足	建替（基本計画）		
8	益子町	1977年	48年	耐震不足	耐震補強	2019年	
9	上三川町	1980年	45年	耐震不足	耐震補強	2017年	
10	那須塩原市	1983年	42年		建替（建設工事発注）		
11	宇都宮市	1984年	41年				
12	那須町	1984年	41年				
13	芳賀町	1986年	39年				
14	栃木市	1990年	35年				
15	市貝町	1997年	28年				
16	佐野市	2015年	10年				
17	下野市	2016年	9年				
18	那珂川町	2017年	8年				
19	日光市	2018年	7年				
20	大田原市	2019年	5年				
21	真岡市	2020年	5年				
22	小山市	2021年	4年				
23	壬生町	2022年	3年				
24	鹿沼市	2023年	2年				
25	塩谷町	2023年	2年				

※新聞・ホームページ等の情報による。

※経過年は、2025年から建設年の単純引き算。

